

はじめに

最低賃金がこれほどまでに注目されたことがあっただろうか。今年、政府が取りまとめた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」に、最低賃金を「より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」の内容を盛り込むかどうかでかなり活発な議論があったし、参院選で自民党が公約とともに取りまとめる政策集に、「最低賃金の一律化を検討すること」の明記が検討された（結局、一律化は明記されなかった）。また、5 月 29 日、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社会民主党の 4 野党と社会保障を立て直す国民会議の 1 会派と市民連合との合意で署名された政策合意書には、13 項目のうちの 1 項目として、「地域間の大きな格差を是正しつつ最低賃金『1500 円』を目指し、8 時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること」が掲げられた。そして、ピークとなったのは 7 月の参院選である。主要政党のうち、日本維新の会を除く、ほとんどの政党が公約のなかで最低賃金に言及したのである（表 1 参照）。

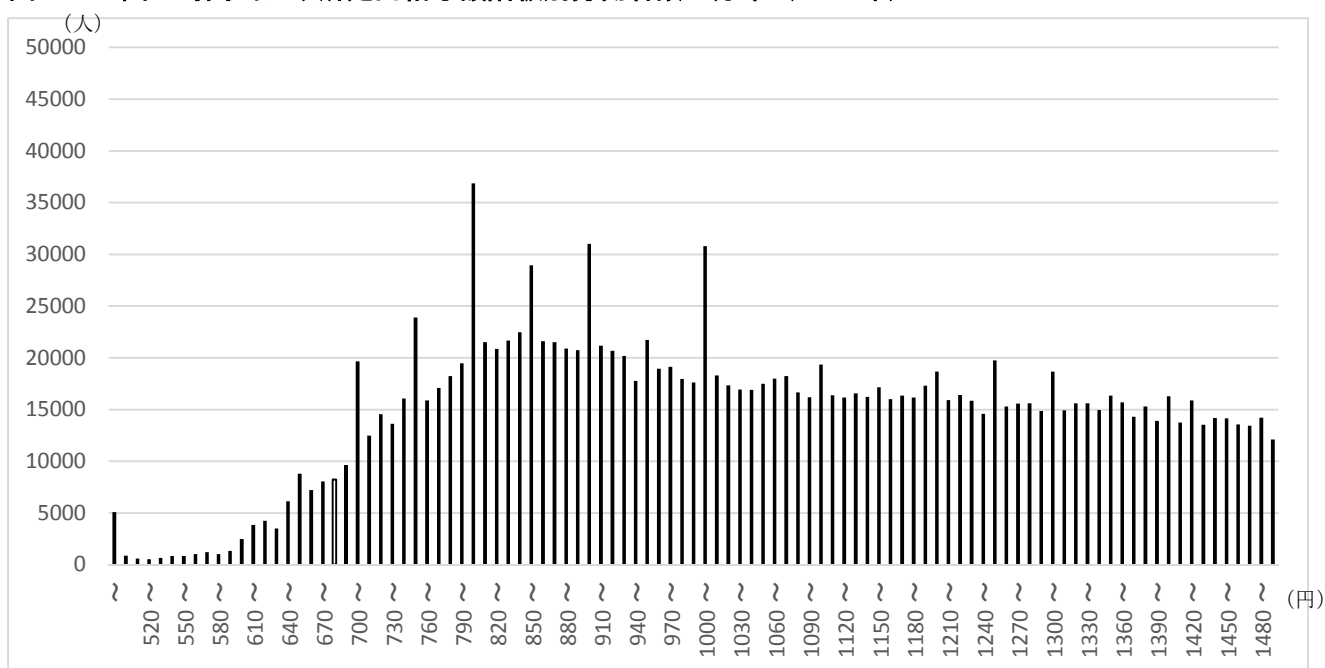
表 1：2019 年参院選挙における各党の最賃に関する公約

自民党：2020 年代早期に加重平均 1000 円
公明党：2020 年代前半に加重平均 1000 円超え
立憲民主党：5 年以内に最賃 1300 円
国民民主党：全国どこでも時給 1000 円
日本共産党：直ちに 1000 円、1500 円をめざし、全国一律
社民党：全国一律 1500 円
日本維新の会：言及なし
れいわ新選組：全国一律 1500 円

（注）全労連調べ、2019 年 6 月 24 日現在

最低賃金が、これほどまでの政治課題となり、選挙の争点となることが、かつてあっただろうか。ここまで注目される背景にあるのは、最低賃金の“立ち位置”の変化である。¹ 最低賃金の全国（加重）平均額は、この 6 年間で 125 円も増加している。短期間に急速に上昇したことにより、最低賃金の存在そのものが大きく変化したのだ。図 1 は、2007 年における 1 時間当たり所定内給与額階級別労働者数の全国の分布を 10 円きざみで示したものである。時給換算で 500 円から 1,500 円未満までに限定されているが、労働者がどの賃金帯で働いているのかをおおよそ把握できる。2007 年当時の最賃の加重平均＝687 円だったのだが、この最賃額の 2 割増までを「最賃付近で働く労働者」と仮定した場合に、その割合は約 12%と推測される。決して少なくない割合ではあるが、最賃付近で働く労働者は 1 割ほどであった。

図 1：全国 1 時間当たり所定内給与額階級別労働者数の分布（2007 年）



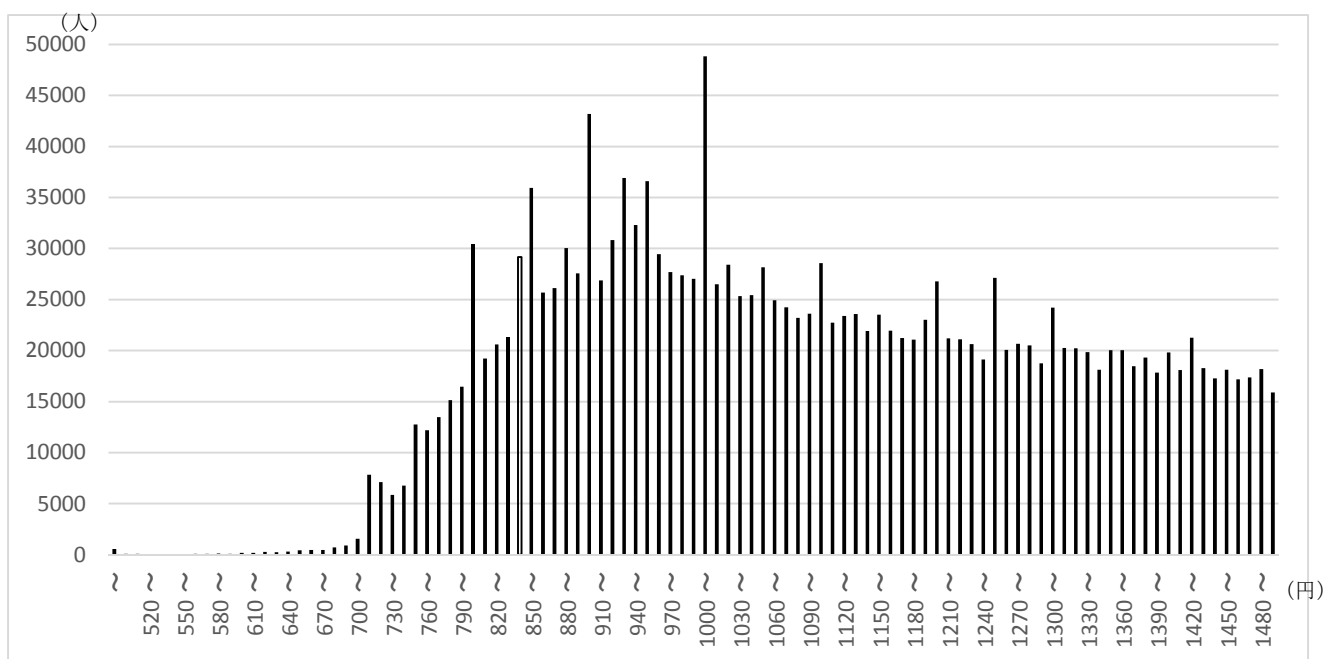
（資料）厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）白抜き棒グラフは、当時の最賃全国加重平均額 687 円を含む賃金帯

図 2 は、図 1 と同じ内容で 2017 年におけるデータで示したものである。この間、最賃額が年々上昇しているので最賃の位置が右方向に進んでいることは当然であるが、最賃額の 2 割増（2017 年加重平均 848 円 $\times$ 1.2）までの「最賃付近で働く労働者」が顕著に増えていることが確認できる。その割合は約 24% にまで増加していると推測される。「最賃付近で働く労働者」が増えたことは同時に、最賃が「関係のない賃金」から「自分たちに身近な賃金かもしれない」へと意識を変えたのかかもしれない。ただし、この最賃の“立ち位置”の変化は、「最賃付近で働く労働者」が増えたという量的な変化に過ぎない。依然として、「普通には暮らせぬ」そして「地域ごとに格差付けられた」最賃であることには変わらないのだから。

最低賃金が、あるべき「身近な賃金」となるためには、こうした問題を克服し、質的にも変化しなければならない。それが、「全国一律」であり、「1500 円」である。「全国一律」とは、同じ仕事内容であれば、どこではたらいとも同じ賃金が支払われることであり、「1500 円」とは、男性稼ぎ主モデルに内包された家計補助的な賃金から脱却し、個人として自立できることである。本稿では、全労連の地方組織の協力を得て実施している最低生計費試算調査や全国チェーン店時給調査などの結果をもとに、最低賃金のあるべき姿について考えるとともに、現在の最低賃金をめぐる情勢についても解説したい。

図 2：全国 1 時間当たり所定内給与額階級別労働者数の分布（2017 年）



（資料）厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）白抜き棒グラフは、当時の最賃全国加重平均額 848 円を含む賃金帯

1. 理論と実態のミックス—最低生計費試算調査

憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために必要な費用とは、いったいいくらののか。これまで、この費用は生活保護基準によって代用されることが多く、働いている者にとっての健康で文化的な生活のために必要な費用は曖昧にされてきた。労働者の賃金には、その賃金によって、衣食住と子の養育、本人と家族の健康を維持し、働き続けられるだけの費用がまかなえるという、生計費原則という大原則が存在する。つまり、労働者が稼得する賃金とは、生存ギリギリ・カツカツの水準ではなく、最低限あるべき生活が実現できる水準に達していなければならず、それを保障することが国家の責務なのである。最低生計費試算調査は、曖昧にされてきたあるべき健康で文化的な生活費用を「見える化」したことにその意義がある。

筆者は、労働組合の協力を得て 2015 年から全国各地 19 道府県で最低生計費試算調査を実施している。表 2 は、その結果を一覧にまとめたものである。現在集計中のものも含めて、これまでに集めた調査サンプル数は約 23500 件に達しており、そのうち本稿の分析対象となる若年単身世帯（10～30 代で一人暮らしをしている者）は約 2600 件に及んでいる（表 3 参照）。

表 2 : 最低生計費試算調査総括表 (1/3)

自治体名	札幌市	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
最賃ランク	C	D	D	D	D	C	D
消費支出	163,805	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,991	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
水道・光熱	10,206	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	4,071	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	5,828	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	4,558	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	16,660	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教養・娯楽	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	20,423	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,300	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費 (税込月額)	224,983	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
同上(税込年額)	2,699,796	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664
月150時間換算	1,500	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480
月173.8時間換算	1,295	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277
2019年最低賃金額	861	790	790	790	790	824	798

表 2 : 最低生計費試算調査総括表 (2/3)

自治体名	さいたま市	新潟市	静岡市	名古屋市	京都市
最賃ランク	A	C	B	A	B
消費支出	173,524	177,018	181,897	163,083	178,390
食費	38,610	39,597	40,253	38,457	44,441
住居費	52,500	38,000	38,000	45,000	41,667
水道・光熱	6,867	11,064	7,559	7,510	7,419
家具・家事用品	4,781	3,765	3,883	3,480	3,836
被服・履物	6,906	6,951	7,521	8,426	5,921
保健医療	3,366	4,188	3,255	2,186	1,137
交通・通信	19,635	40,335	43,356	19,062	18,612
教養・娯楽	20,225	14,970	18,408	17,745	27,510
その他	20,634	18,148	19,662	21,217	27,847
非消費支出	51,055	47,287	46,662	47,562	49,595
予備費	17,300	17,700	18,100	16,300	17,800
最低生計費 (税込月額)	241,879	242,005	246,659	226,945	245,785
同上(税込年額)	2,902,548	2,904,060	2,959,908	2,723,340	2,949,420
月150時間換算	1,613	1,613	1,644	1,513	1,639
月173.8時間換算	1,392	1,392	1,419	1,306	1,414
2019年最低賃金額	926	830	885	926	909

表 2：最低生計費試算調査総括表（3/3）

自治体名	山口市	福岡市	長崎市	鹿児島市
最賃ランク	C	C	D	D
消費支出	174,873	161,660	164,737	176,843
食費	36,886	43,686	39,434	39,941
住居費	33,000	32,000	39,000	34,000
水道・光熱	7,245	7,722	8,109	8,101
家具・家事用品	4,168	3,697	3,797	3,401
被服・履物	6,654	7,108	7,092	5,680
保健医療	1,091	1,168	1,174	1,181
交通・通信	40,417	15,613	15,649	39,469
教養・娯楽	25,749	24,739	23,327	21,257
その他	19,663	25,927	27,155	23,813
非消費支出	49,467	49,776	43,655	43,115
予備費	17,400	16,100	16,400	17,600
最低生計費 （税込月額）	241,740	227,536	224,792	237,558
同上（税込年額）	2,900,880	2,730,432	2,697,504	2,850,696
月150時間換算	1,612	1,517	1,499	1,584
月173.8時間換算	1,391	1,309	1,293	1,367
2019年最低賃金額	829	841	790	790

（注 1）25 歳単身男性・賃貸ワンルームマンション・アパート（25 m²）に居住という条件で試算

（注 2）その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費（1 ヶ月 6,000 円）を含む

（注 3）非消費支出＝所得税＋住民税＋社会保険料（厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）

（注 4）長崎調査は 2019 年、京都調査、山口調査、鹿児島調査は 2018 年、福岡調査は 2017 年、北海道、東北各県、埼玉調査は 2016 年、新潟、静岡、愛知調査は 2015 年にそれぞれ実施

表 3 : 2015～2019 年に実施された最低生計費調査のサンプル数および回収率

調査地域	サンプル数	回収率	実施年
新潟県調査	715(74)	24%	2015 年
静岡県調査	1670(195)	42%	2015 年
愛知県調査	999(217)	25%	2015 年
北海道調査	1217(201)	30%	2016 年
東北地方調査	1840(270)	31%	2016 年
埼玉県調査	597(41)	20%	2016 年
福岡県調査	3000(267)	20%	2017 年
山口県調査	2029(167)	20%	2018 年
京都府調査	4745(412)	11%	2018 年
鹿児島県調査	1621(158)	32%	2018 年
長崎県調査	1478(141)	30%	2019 年
佐賀県調査	308(111)	現在回収中	2019 年
東京都調査	3238(378)	27%	2019 年

(注) 括弧内は若年単身世帯数、東北地方には、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島 of 各県のデータを含む

今回の最低生計費試算ではマーケット・バスケット方式(全物量積み上げ方式)を採用している。² 健康で文化的な生活を営むために必要な生活用品やサービスの量を、例えば、食費＝○円、住宅費＝△円、被服費＝□円、教養娯楽費＝▲円のように費目ごとに積み上げて、トータルでの生活費を算定するやり方である。かつては、生活保護基準の改定方式として、1948～1960 年まで採用されていた。当時としては理論生計費のロジックを用いて保護基準を算定したことは画期的であった。積み上げる際に基軸にしたのが、栄養学的見地から必要とする熱量やたんぱく質を満たすような飲食物費であった。ただし、一般国民の最低限ではなく、貧困家庭の最低限(必要な摂取熱量の約 9 割しか満たせないような飲食物費)を構想していたがために、算出された生計費はけっして高い水準ではなかった。

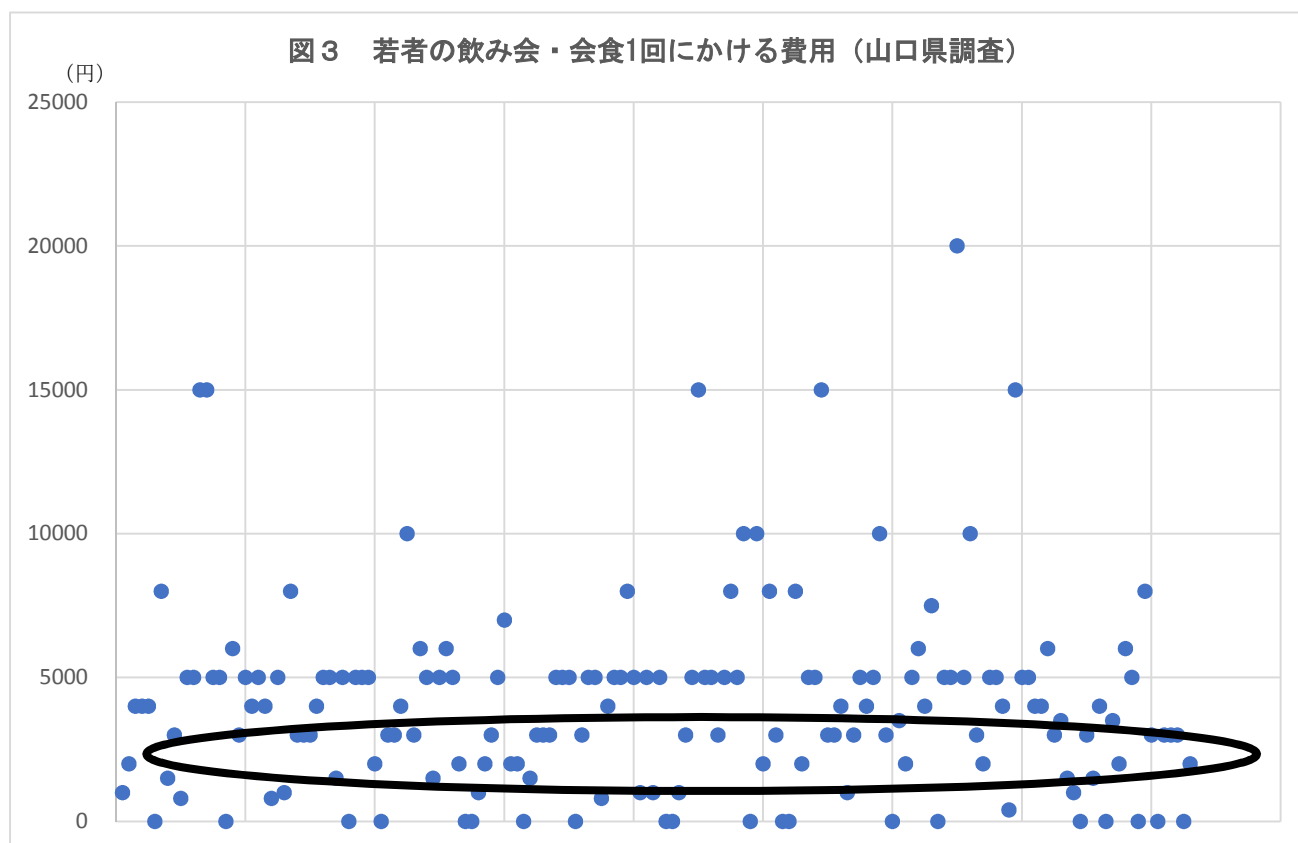
さて、調査では、主に労働組合員を対象としてアンケート調査に回答してもらい、そのデータをもとに地域ごと世帯類型ごとの生活実態も踏まえながら生計費を試算しているので、実態生計費だと勘違いされやすいが、実はそうではない。実態生計費の要素も含まれた生計費試算である。実際に生活を営んでいる対象者の実態に基づいて試算する実態生計費は、「現実」を反映しているのでそれなりの説得力がある反面、調査対象となった集団がギリギリまで切り詰めていれば、試算された生計費は低い水準に留めざるを得なくなってくる。労働運動として活用するとなると、やはり、あるべき健康で文化的な生活費用を知るために、「これとこれと…を盛り込むべきである」という理念の要素が必要となってくる。

具体的には、①生活実態調査(大まかな生活実態を把握し、生活パターンを決定する基礎資料とする)、②持ち物財調査(ふだん使いしている品目と数量をすべてチェックしてもらい、そこから必需品を選別する)、③価格調査(持ち物財調査で保有を決定した必需品について市場価格を調べる)、以上の 3 つの調査を実施しているが、費目ごとに積み上げていくにあたって、いくつかのルールを設けている。

① 原則、所有率 7 割を超える品目を「必需品」として所有させる：所有率 7 割を超える品目は、所得や消費支出が減っても、需要の変化が小さいので「必需品」とみなして積み上げに加えている。これは生

活保護において所有の可否の判断は、一般世帯との均衡を保つために、普及率 7 割程度を基準としていることにも由来している。³

② 消費量は下から 3 割を基準とする：たとえば、スーツやジャケットを 10 着以上持っている人もいれば、1 着も持っていない人もいる。また、昼食をコンビニで買う場合、使っている金額が人によってそれぞれ異なる。生計費を積み上げる際には、消費する数量や金額などを定めなければならない。平均的な数量・金額で定めるのではなく、「下から 3 割」を目安に決めている。平均値や中央値の半分というのは、「許容できる格差」として国際的にも認められているラインである。それに近似するラインとして「下から 3 割」を基準とした。このことの具体例として、図 3 を見ていただきたい。これは、若年単身者が飲み会やランチで 1 回あたりどれくらいの費用をかけているのかを示した分布図である（山口県調査のデータより）。最も回答が多かった金額は 5000 円、平均額は約 4600 円であった。ただ、積み上げにおいては「下から 3 割」を選択するので、ここでは 3000 円を一回の飲み会にかける費用として想定した。



（資料）山口県最低生計費試算調査（2018 年）より

③ 市民・労働者の意見を取り入れる—合意形成会議の開催：マーケット・バスケット方式による生計費試算の最大の弱点は、分析者個人の主観に左右されてしまう点である。この弱点を克服するために、各地で当該世帯類型の方々に集ってもらい意見を聞き、生計費を積み上げる際の参考としている。たとえば、鹿児島市の若年単身世帯の最低生計費試算においては、鹿児島県で一人暮らしをしている若者が集まり、調査から得られたデータと突き合わせながら、何を積み上げ、何を積み上げから除外していくのか、いわば「生活の棚卸し」を行った。試算過程に加わったことが、労働組合側の強い確信となり、その

後の運動の根拠（エビデンス）として活用されている。

2. あるべき健康で文化的な生活とは

最低限という言葉から連想される「最低」に引っ張られてしまい、生活保護や最低賃金で想定される「最低限度の生活」とは、どうしても生存ギリギリと見なされてしまう傾向がある。しかし、「最低限度の生活」に「健康」や「文化的」な要素がなければ、人間らしい普通の暮らしとはならないのである。単に、衣食住が満たされるだけでは不十分である。そこには「質」や「人間関係」も保障されていなければならないはずである。⁴ 最低生計費の試算にあたっては、この「質」や「人間関係」にも十分に配慮している。

「質」については、食生活であれば、単に必要な摂取熱量を満たすことだけでなく、健康を維持・増進できるための身体をつくるための、穀類の「主食」、肉や魚・卵・豆などのおかず「主菜」、野菜・きのこ・海藻などの「副菜」、それに乳製品や果物など組み合わせたバランスのとれた食事を想定している。表4は、京都府調査の食費試算に用いたデータである。総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、京都市における最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ推計している。できるだけリーズナブルに、かつバランスのとれた食事にかかる費用はいくらになるか、という試算を行っているわけである。

表4：25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	82.98 円	金額	271.7 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	15.6 円	金額	18.07 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	183.78 円	金額	205.29 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	31.05 円	金額	2.63 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	93.15 円	金額	16.63 円

（資料）香川明夫監修『食品成分表 2018 資料編』（女子栄養大学出版部、2018年）、p76

(注) 推定エネルギー必要量の 95%で構成

「人間関係」については、人と人とのつながりには「コスト」がかかるとの想定で最低生計費を試算している。困った時に頼れる友人、あるいは恋愛する相手と人間関係を築く際に、まったくお金がかからない人付き合いは想定しにくいだろう。たとえ、家族親戚であっても何かしらお金を媒介しなければ、人間関係を保つのは難しい。したがって、日常の飲み会だけでなく、友人の結婚式にはお祝いを包んで参加するし、職場の忘新年会や歓送迎会にも参加する。また、誕生日のプレゼントやお見舞い、親戚の子どもへのお年玉なども想定した。

仮に、賃金が低いことで、このような「質」や「人間関係」を担保できないのだとしたら、それはまさに、「健康で文化的な最低限度の生活」から、「健康」と「文化」が失われてしまっている状態である。憲法では、ただの「最低限の生活」など想定していないのである。

3. ワーキング・プア（働く貧困層）を生み出す貧困最賃

これまでの最低生計費試算調査の結果から指摘できる最賃制度の問題は、次の 2 点に集約できるだろう。

第 1 の問題点は、貧困最賃とも称されるように、1 日 8 時間週 40 時間フルタイムで働いたとしても、普通に暮らすことができないほど低額に抑えられていることである。表 2 では、25 歳の若者がひとり暮らしをするための費用が示されているが、税金や社会保険料込みで月額約 22~24 万円必要であるという結果が出ている（下から 5 段目）。2019 年に山口県、京都府、鹿児島県、長崎県の順に 4 府県で最低生計費試算調査の若年単身世帯の結果を新たに公表したが（佐賀県および東京都は 2019 年末に公表予定）、これまでの調査結果を否定するものではなく、むしろ補強するものであった。最低生計費試算調査は、積み重ねるほどに確信が強まり、より説得力が生まれている。

その金額を時給換算したものが、下から 2 段目の 173.8 時間換算および下から 3 段目の 150 時間換算である。ちなみに、前者の 173.8 時間とは、法定の最長所定内労働時間で、1 日 8 時間週 40 時間で、祝日も盆休みも正月もなしに働き続けるという、“非現実的”な労働時間である（今年のような 10 連休は当然関係ない）。これは、後述する最低賃金審議会の議論で用いられている数字であるので一応提示しておくが、ワーク・ライフ・バランスの観点からすると問題があり、本来であれば年間 1800 労働時間に相当する、後者の 150 時間で換算すべきである。

さて、最低生計費試算調査によると、あるべき健康で文化的な生活を送るためには、少なくとも時給は 1300 円ほど、人間らしい働き方の観点からすれば、時給 1500 円以上が必要であるという結果が出ている。現在の最賃の全国平均額は 901 円であるが、仮に 1 日 8 時間週 40 時間月 160 時間働いたとしても、約 14 万 4000 円である。これは額面の金額であり、税金や社会保険料などが控除されると、手取りは 10 万円ほどである。1 ヶ月の可処分所得が約 10 万円とは、国が公表している相対的貧困線とほぼ同じラインであり、働いていても貧困状態に陥るワーキング・プアである。まさに貧困最賃としか言いようがない。貧困問題を解決するためにも、最低賃金は 1500 円にしなければならないのである。

4. 生計費を反映していない格差賃金

最低生計費試算調査から指摘できる最賃制度の抱える 2 つ目の問題点は、47 都道府県を A~D ランク

に分けて、ランク間に不当とも言える格差がつけられていることである。大都市の都府県（A ランク）は金額が高く、反対に地方（C、D ランク）では低く設定されている。しかも、A ランクは引き上げ額を高く設定し、反対に C、D ランクでは引き上げ額を抑制しているので、A～D ランク間の格差は毎年拡大している。現在の最高額 1013 円（東京都）と最低額 790 円（鹿児島県など）とでは 223 円もの格差が存在し、（今年は鹿児島地方最賃審議会による“3 円上乘せ“により 1 円縮まったものの）現行のランク制が続く限り、今後も格差は広がるだろう。実際、2019 年度は静岡県と神奈川県では、125 円から 126 円に格差が広がっている。このような都道府県別の格差最賃が容認されているのは、大都市は家賃や物価が高く生活費がかかるのに対して、地方では反対に物価が安いので生活費があまりかからないからという“常識”がその背景にあったからである。

果たして、生計費は都道府県別で大きく異なるのか。今回の 4 府県の調査結果も含めて最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定する。確かに、住居費に関しては、大都市のほうが高い。ところが、交通・通信費は、電車、バスなどの公共交通機関が利用できるので低く抑えることが可能である。それに対して、公共交通機関が発達していない地方都市では、自動車が通勤、買い物、通院、レジャーなどの「生活の足」となっており、まさに必需品である。生計費の積み上げにおいては、自動車は、7 年落ちの中古車を購入して、6 年間乗り続けるという想定であるが、この「慎ましい」設定であっても、車両代に加えて、ガソリン代、駐車場代、メンテナンス費を含めて月額 25000～30000 円の費用がかかるのである。移動のコストは、生計費を考える上でとても重要となっている。以上の理由から結局、大都市と地方都市との住居費の差は、交通費で相殺されてしまい、全国どこでも生計費が同じ水準になるのである。表 5 は、最低賃金が全国で 4 番目に高い埼玉県さいたま市（A ランク）と、全国で最低の鹿児島県鹿児島市（D ランク）の結果をピックアップして比較したものである。調査実施年が違うので比較には注意を要するが、消費支出でみると、さいたま市＝173,524 円に対して、鹿児島市＝176,843 円である。最賃の低い鹿児島市のほうがむしろ生計費が高くなっている。もはや、生活費の差を理由に最賃に格差を設けることは、生計費原則の観点からはできないのである。

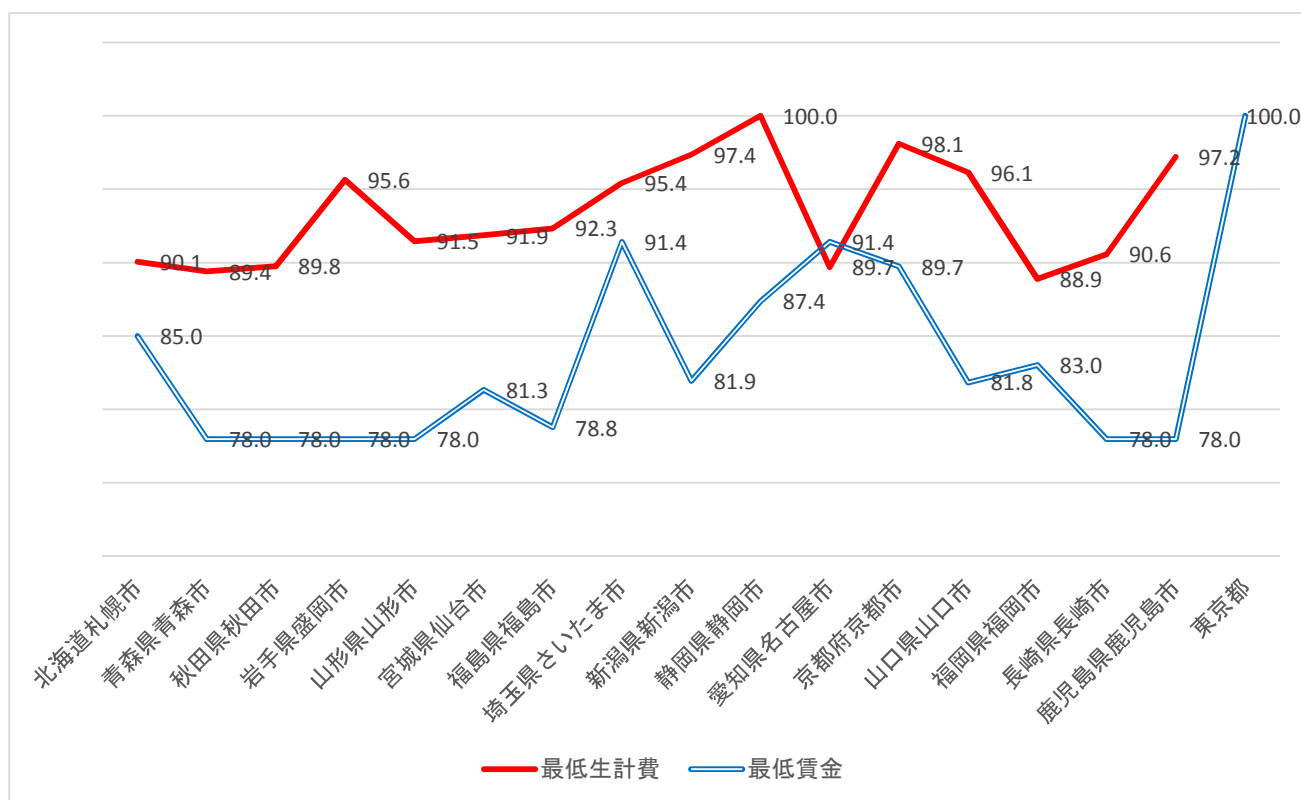
表 5：最低賃金 4 位さいたま市と最下位鹿児島市の最低生計費の比較

	25 歳男性	25 歳男性
	さいたま市	鹿児島市
消費支出	173,524	176,843
食費	38,610	39,941
住居費	52,500	34,000
光熱・水道	6,867	8,101
家具・家事用品	4,781	3,401
被服・履物	6,906	5,680
保健医療	3,366	1,181
交通・通信	19,635	39,469
教養娯楽	20,225	21,257
その他	20,634	23,813
非消費支出	51,055	43,115
予備費	17,300	17,600
最低生計費	190,824	194,443
税込み月額	241,879	237,558
税込み年額	2,902,548	2,850,696
最低賃金額 (2019 年)	926 円	790 円

(注) さいたま市は 2016 年、鹿児島市は 2018 年の最低生計費試算調査結果

図 4 は、現在のところ最低生計費が最も高い静岡市を 100 としたときの他の都市の値と、最低賃金の最も高い東京都 (1013 円) を 100 としたときの他の都市の最低賃金額の値とを指数で比較したものである。静岡市を 100 としたときに、最低生計費が最も低い福岡市でも 88.9 である。ほぼ 90－100 のなかに収まるのが生計費である。これに対して、最低賃金は、東京を 100 としたときに、青森県、鹿児島県等の 78 にまで格差が広がっている。最低賃金が生計費をまったく反映していないことがわかる。最低賃金は、全国一律でなければならないのである。

図4：最低生計費（税等抜き）と最低賃金の格差比較

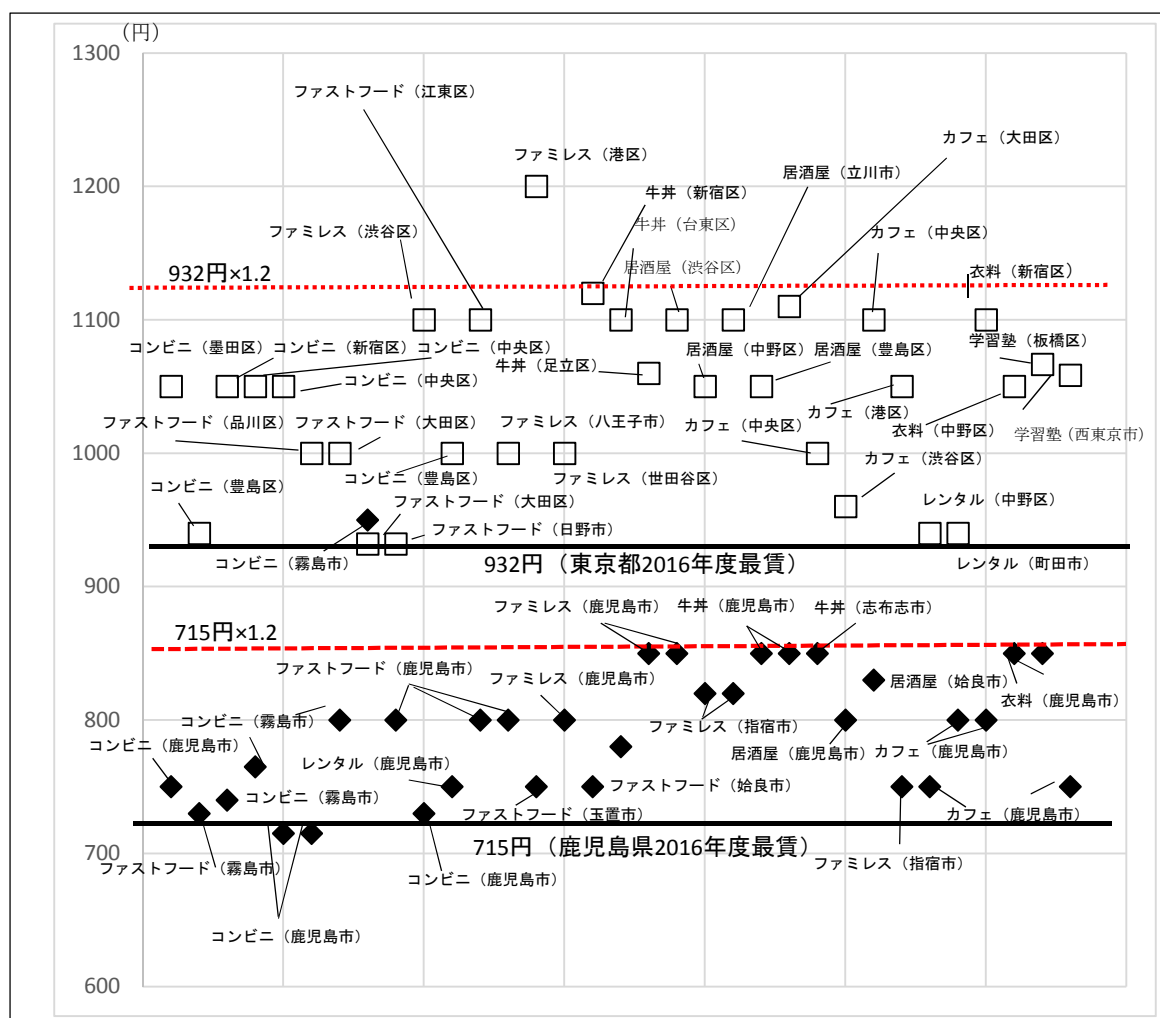


5. 同一労働なのに、同一賃金となっていない現実

格差最賃の問題は、地方に人口流出という深刻な影響を及ぼしている。たとえば、静岡県では人口の社会減が大きな問題となっているが、この要因とされているのが先述したような静岡県と神奈川県との最賃格差である。126円ある最賃格差は、年収にすれば30万円以上にも達する。静岡県に限らず地方では、格差最賃が若者が都会へ移動するきっかけを作っているのは明白である。

これ以外にも、格差最賃は地方の経済に大きな影響を及ぼしている事例を紹介したい。筆者は、2017年に、求人誌やインターネット求人欄などを利用して全国チェーン店のアルバイト募集時給調査を47都道府県で実施した。調査対象としたのは、コンビニ、ファストフード、ファミリーレストラン、牛丼店、居酒屋、カフェ、衣料、音楽ビデオレンタル、学習塾で全国チェーン展開している店舗である。この調査によると、全国チェーン店で働くアルバイトの募集時給は、都道府県別の最低賃金に張り付いていた。ターミナル駅構内やショッピングモールなど混雑する店舗については、多少高めの時給だったり、居酒屋や牛丼店のように業務に「調理」のスキルが含まれている場合には時給が高くなったりするが、ほぼ最低賃金に対して120%未満に収まっていた。図5は、最賃最高の東京都、最賃最低の鹿児島県の結果を比較して示したものである。それぞれ、最賃額の2割増し以内に募集時給が集中していた。この傾向は、他の道府県すべてで見られた。マニュアル化された労働は、同じチェーン店であれば同じはずである。また、販売されている商品やサービスの価格も全国どこでも同額に揃えられている。それにもかかわらず、賃金だけが大きく異なっているのである。これは、労働者の賃金が最賃に張り付いているがために起こる現象である。地方で労働者をより安い賃金で雇うことができる全国チェーン店にとって、格差最賃は大きな利益の源泉であろう。

図5：全国チェーン店の募集時給（東京都と鹿児島県との比較）

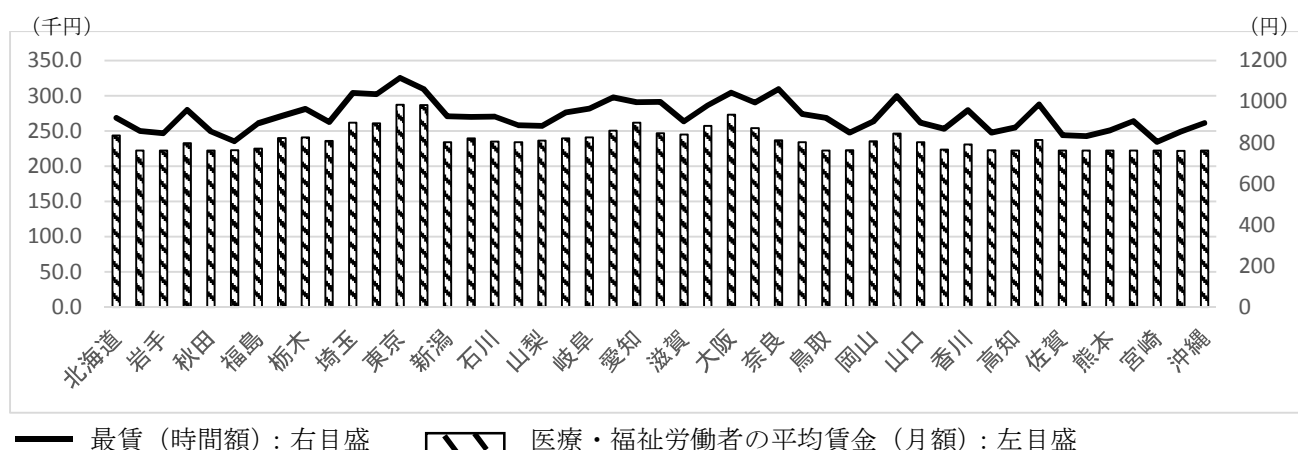


□：東京都（Aランク） ◆：鹿児島県（Dランク）

(注) 2017 年、筆者調べ

最低賃金がこのような不条理を生み出しているのは、非正規労働者だけに限ったことではない。正規労働者にも多大な影響を与えている。短時間労働者を除いた一般労働者の所定内給与の平均額を都道府県別にとってみると、格差最賃に見事にリンクしていることがわかる。図6は、医療・福祉における一般労働者の平均賃金と最低賃金を都道府県別に図示したものである（棒グラフは所定内給与額、折れ線グラフは最低賃金）。棒グラフの凸凹と、折れ線の凸凹とが、リンクしていることが確認できる。これは、製造業、建設業、運輸業、卸売・小売業、サービス業など全産業で共通してみられた現象であった。とくに、医療や福祉分野は、報酬が公定価格で決まっている分野である。同じ労働であれば、同じ賃金が支払われていなければおかしいのであるが、歴然とした都道府県別の格差が存在している。格差最賃の影響を及ぼしたと考えるのが自然であろう。

図6：医療・福祉の一般労働者平均賃金と最低賃金の格差比較



—— 最賃（時間額）：右目盛 医療・福祉労働者の平均賃金（月額）：左目盛

（出所）厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

6. 最賃問題は労働者全体の課題

もはや、最低賃金はパート・アルバイトなど一部の非正規労働者だけに限られる賃金ではなく、正規労働者をも含めたすべての労働者の賃金に影響を及ぼしていることを認識しておく必要があるだろう。ただ、影響を及ぼすというのは、賃金の「底上げ」につながっているという意味ではなく、最賃額、もしくはそれに近い金額で働く層が増えてきているという意味である。冒頭、最低賃金が急速に上昇するなかで、「最賃付近で働く労働者」が急増していることを指摘したが、もし賃金の「底上げ」効果があるならば、ところてん式で賃金の山が高いほうへ（右へ）移動していくはずである。ところが、そうはなっておらず、最賃付近の層が滞留しているのである。いまだに最賃が普通の暮らしをまかなえるだけの水準に達していない状態で、「最賃付近で働く労働者」が増えているのは、単純にワーキング・プアが増大しているのであり、きわめて由々しき問題である。最賃引き上げを労働者全体に波及させるためには、最賃問題を労働者全体の問題として取り組まなければならないだろう。

また、正規労働者のなかには、最賃と直結した働き方をしている労働者が増えてきている。あらかじめ契約で賃金の一部として、一定の時間とそれに対応する一定の残業代を支払ったことにする固定残業代制が導入されている労働者である。支給される賃金額を見ると、最低賃金には関係がなさそうだが、最賃額で給与が設計されている。折しも、2019年7月31日に放送されたニュース番組「news zero」で東京の自販機ベンダー企業ではたらく労働者の生活が特集された際に、世間が驚いたのは「最低賃金ではたらく労働者が、なぜ手取りで23万円ももらっているのか」であった。しかし、次のような計算をみれば、手取りが23万円だったとしてもおかしくないのである。

月給＝284,600円（90時間分の固定残業代を含むとする）

内訳：基本給＝174,000円（≒月177時間労働×985円）＋固定残業代110,800円（≒90時間×985円×1.25）

このように、基本給も固定残業代も最低賃金額をベースに賃金が設計されているのである。でも、月給28万円を超える金額を見てしまうと、なんとなく最低賃金とは無関係と覚えてしまう。今回は最賃額が

最も高い東京都（2018年度の最賃額）で試算したが、より低い時給の県であれば、もっと低い賃金で残業をさせられるのである。昨今の「働き方改革」により残業が禁止された結果、基本給のみの支給となってしまう、生活が立ち行かなくなる事例も出てきている。これは、最低賃金が普通に暮らせないほどの低水準にあることに起因する。最低賃金の問題は労働者全体で取り組むべき課題であり、これからの労働運動の展開しだいでは社会そのものを大きく変革させることになるだろう。

7. 自民党最賃一元化議連の発足と院内最賃集会の開催

ここでこれまでになかった政治の動きについて触れておきたい。まず、今年2月に自民党は「最低賃金一元化推進議員連盟」を立ち上げた。会長の衛藤征士郎衆院議員は、議連発足に際して、「デフレを完全に脱却し、消費税率引き上げを乗り切るためにも賃金の上昇が必要だ」と、あいさつで述べている。議連発足の背景の一つには、4月から受け入れが拡大した外国人労働者が最賃の高い都市部に集中することを防ぎたいとの思惑があるようだが、これだけに限らず、日本が直面している「労働、経済及び社会上の課題を乗り切るために」議連を発足させたとしている。⁵ ただし、これだけでは自民党全体としての本気度を推し量ることはできない。夏の参院選に向けたアドバルーンに過ぎないとの見方もあり、実際に当初に比べるとトーンダウンしていることも確かである。しかし、これまでの動きが全くのフェイクとも言いきれないのではないか。おそらく、地方レベルでは、現行の格差の大きい最低賃金制度を何とかして欲しいとの要望があるのだろう。実際に、全国知事会では、政府への提言にこれまでになかった最低賃金に関する提言を盛り込むようになってきている。⁶

筆者は、4月11日に全労連事務局次長黒澤幸一氏らと共に議連の第4回総会（会合）に招聘され、最低生計費試算調査の結果を中心に本稿で論考した最賃制度の問題点等についてのレクチャーを行った。出席した議員からは、「最低生計費試算調査は科学的であり、説得力がある」「コンビニで働く労働者の時給や、医療・福祉分野の労働者の賃金などの格差は、合理的に説明することは困難ではないか」等の賛同が得られた。

レクチャー後の質疑応答では、筆者からの「最低賃金審議会の審議においては、生計費に関連した資料を用いていない」との指摘に対して、臨席していた厚労省労働基準局労働課長からは、「各都道府県人事委員会が公表している世帯人員別標準生計費を用いている」との回答があった。ところが、そもそもこの標準生計費があまりにも低すぎるのである。表6は、最低生計費試算調査の福岡市の結果と、試算された2017年における福岡市の1人世帯の標準生計費との比較である。この標準生計費の算定根拠がブラックボックスに包まれているのである。⁷ 標準生計費の算定方法について人事院では、1人世帯については「全国消費実態調査の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価・消費水準の変動分を加味して」算定したとしている。また、2人～5人世帯については「家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）における費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数⁸を乗じて」算定したと説明している。並数とは、最も度数の多い数字で、人事院では「世間並みをさぐる」ためには、平均を用いるよりは並数のほうが適しているとの考えである。しかし、実際に統計のどの部分からどうやって並数階層を抽出しているかは全く公表されていない。つまり、算定方法は公開できるけれども、具体的な試算の過程は見せられないのである。これでは、恣意的に使いたい数値を抜き出しているとみなされても仕方がないのだ。4月の総会では、詳細な算定根拠を示して欲しいとの要望を行った。後日、5月22日に開催された第5回総会で、同課長から説明があったが、納得を得られる

回答ではなかった模様である。

表 6：最低生計費（福岡県若年単身男性）と標準生計費の比較（2017 年）

	福岡市在住 25 歳男性 の最低生計費	福岡市標準生計費 (1 人)	
消費支出	161,660	120,940	食料費～雑費Ⅱまでの合計
食 費	43,686	24,380	食料費
住 居 費	32,000	45,840	住居関係費（45,840 円）には住居、光熱・水道、家具・家事用品が含まれる
水道・光熱	7,722		
家具・家事用品	3,697		
被服・履物	7,108	3,370	被服・履物費
保健医療	1,168	40,270	雑費Ⅰ（40,270 円）には保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽が含まれる
交通・通信	15,613		
教養・娯楽	24,739		
そ の 他	25,927	7,080	雑費Ⅱ（7,080 円）には諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金が含まれる
予備費	16,100	0	
最低生計費（税抜）	177,760	120,940	合計（再掲）

（資料）福岡県人事委員会「平成 29 年 福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告」

これは、一例に過ぎないが、これまでの運動や、指摘してきた最低賃金の問題点が、議連発足によって注目されるようになったのは、プラスとして捉えるべきだ。この好機を無駄にせず、今後の気運を高めるような動きとなったのが、全労連が主催して自民党、共産等を含む 6 与野党の国会議員が勢ぞろいした国会内集会である。共産党と連携する全労連の集会に自民の国会議員が参加するのはきわめて異例であり、全労連とは距離がある連合に近い立憲民主党や国民民主党の議員も出席していた（他に、社民党とれいわ新選組が参加。ただし、れいわは山本太郎代表によるビデオメッセージ）。多少の違いはあれども、最賃の大幅引き上げや全国一律化について各議員が言及していたのは、最賃がいまや党派を超えて普遍的な課題になっていることを示していた。

おわりに

現在、東京で最低生計費試算調査が進められているところである。これまでの全国各地の調査結果を公表する際に、どうしても「穴」となっていたのが首都東京の最低生計費であった。東京で調査結果を出すことは、単に 47 ピースのパズルの 1 ピースを埋めることだけではなく、これまでの調査結果をも活かす意味も持っている。最も生計費が高いと予想される東京の結果が、他の道府県の結果と比較されることになるからだ。2019 年 10 月末現在でデータ入力まで終了しており、今後合意形成会議を経て、年末に第 1 弾として若年単身世帯の結果が公表される予定である。

※本稿は、『月刊全労連 2019 年 8 月号』に掲載された拙稿「全国一律最賃制度をめぐる情勢と課題」に一部加筆修正したものである。

(参考文献)

岩永理恵 (2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか：保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房

金澤誠一 (2012)『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社

木村草太 (2013)『憲法の創造力』NHK 出版新書

小越洋之助 (2017)「全国一律最賃制確立の重要性と課題」『労働総研クォーターリーNo105』本の泉社

中澤秀一 (2017)「最低生計費調査から見た現行最賃の問題点」『労働総研クォーターリーNo105』本の泉社

後藤道夫ほか (2018)『最低賃金 1500 円がつくる仕事と暮らしー「雇用破壊」を乗り越える』大月書店

¹ 都道府県ごとに見たほうが、最賃引き上げの影響が分かりやすく、後藤道夫氏は神奈川県で、それまでの「ほとんど関係のない」状態から、最賃が普通の賃金と連続するようなポピュラーな賃金に変化したことを説明している。

² 筆者は、2010 年の「静岡県最低生計費試算調査」に関わったが、ここで採用したマーケット・バスケット方式による最低生計費試算は、もともとは金澤誠一氏が京都調査 (2006 年実施)、「首都圏最低生計費試算調査」(2008 年実施)、「東北地方最低生計費試算調査」(2009 年実施)等の諸調査で採用した試算方法である。

³ 昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(第 78 次改正平成 29 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 10 号)の問 6 にある『「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい』に対する回答として、『「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の 70%程度(利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には 90%程度)の普及率を基準として認定すること』とある。

⁴ 憲法学者である木村草太氏は、生存権保障の在り方について 3 つの段階に分けて説明している。第一段階は、生命維持の要請を満たすことである。つまりは、衣食住をはじめとする基礎的ニーズが満たされていることである。第二段階は、基礎的ニーズを満たす財・サービスが、人間らしく生きるための質を確保していることである。第三段階は、相互に支え合う人間関係により、人間の尊厳が実現していることである。

⁵ 2019 年 5 月 29 日に開催された議連第 6 回総会にて提示された「論点の整理」(案)にて、中間的な整理を行った。

⁶ 2017 年 7 月全国知事会男女共同参画プロジェクトチーム「平成 30 年度施策等に対する提言」の提言③非正規雇用労働者の正社員化の促進、待遇改善には、「地域間格差につながっているランク制度の見直しを図りながら、最低賃金を引き上げるとともに、これによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の強化」とある。また、2018 年 7 月「女性の活躍～ウーマノミクス～加速で地方創生・日本再生」では、初めて「全国一律の最低賃金制度」に言及している。

⁷ 標準生計費の算定における問題点については、拙稿「最低生計費調査から見えてきたもの」『月刊全労連 2016 年 6 月号』を参照のこと。

⁸ 家計調査の調査世帯のうち、有業人員が 1 人のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支給金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めている。